

ぜん
ちの
あ
ん
しん
しん
保
険

東京海上日動の
個人賠償責任補償付

少額短期健康総合保険 (無告知型) 2016年創設

5大フルパック

New

示談代行サービス付き

東京海上日動と提携
個人賠償責任補償

最高
5億円

権利擁護の保険

虐待・差別・逮捕
に対応
弁護士費用
を補償

病気・ケガ

もしもの時に

入院

最高
日額 **1万円**

死亡

最高
120万円

心強い!

発達障がい
てんかんなども
保障

簡単! 便利!

ネット申込OK!
年払・月払OK!
クレジットカード払
(ネット申込のみ) OK!

ともに助け、ともに生きる。

学ぶ・働く・暮らすをサポート! ぜんち共済の3つの強み



強み1 障がい者のための 専門保険会社



設立経緯

ぜんち共済は、平成12年7月に相互扶助の精神に基づいて、全国の知的障がい者とその関係者の方を対象として福利厚生制度を行うために設立された全国知的障害者共済会を前身としています。

平成18年の保険業法の改正に伴い、2万人を超える加入者の受け皿として、さらには一人でも多くの知的障がい・発達障がいのある方が、今後も幸せで平穏な生活を送れることを願い、「ぜんち共済株式会社」が新たな保険会社として誕生しました。

ぜんち共済のあゆみ

| | |
|----------|--------------------------------------|
| 平成12年 7月 | 知的障がいのある方の福利厚生制度を提供する「全国知的障害者共済会」発足 |
| 平成18年11月 | 改正保険業法に対応するため、「ぜんち共済(株)」を設立 |
| 平成20年 2月 | 関東財務局より少額短期保険業者として登録を受ける(関東財務局長第14号) |
| 平成20年 4月 | 「ぜんちのあんしん保険」発売開始 |
| 平成27年 4月 | 「ぜんちのこども傷害保険」発売開始 |
| 平成29年 9月 | 「ぜんちのあんしん保険」の契約件数が43,000件を超える |



強み2 安心 10年以上の実績!!

「ともに助け、ともに生きる。」を社是として掲げ、ぜんち共済は10年以上にわたって、たくさんの方々にご満足いただくサービスを提供してまいりました。これからもより多くの障がいを抱える方々をサポートしていきます。



契約件数 **43,041** 件
平成29年9月末現在

支払件数 **60,233** 件
平成20年4月から平成29年9月末まで(合計件数)

支払総額 **40億** 5,355万 9,274円
平成20年4月から平成29年9月末まで(合計金額)



強み3 社員一人ひとりが 皆様のサポーター

ともに助け、ともに生きる。



代表取締役社長 榎本重秋

私たちは、ほんの少しでも親御さんやご家族の肩の荷がおりて、「安心した生活」を送っていただくためのサポーターになりたいと思っています。私たちは、これからも「社会に必要とされる真の保険会社」を目指すとともに、誰にとっても幸せな「共生社会」を創ってまいります。



年齢・性別にかかわらず
保険料が一定

「ぜんちのあんしん保険」のご加入条件

- 年齢** 満5歳～74歳まで (プランにより異なります)
ご継続の方に限り75歳～84歳までのプランもご用意しています。
詳細はお問い合わせください。
- 対象の方**
 - 知的障がいのある方とご家族、ご親族
 - 発達障がい(自閉症、アスペルガー症候群、AD/HDなど)のある方とご家族、ご親族
 - ダウン症の方とご家族、ご親族
 - てんかんのある方とご家族、ご親族
 - 当社が認める方及び当社が認める団体・施設・企業に所属している役職員の方とご家族

5大フルパック①

個人賠償責任補償
最高5億円
パワーアップ

引受保険会社 東京海上日動火災保険 ▶ 後記P13をご一読ください

個人賠償責任補償(東京海上日動の示談代行サービス付き) 【総合生活保険(個人賠償責任補償)】

国内外において、日常生活で他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合、1事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。また国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合を除きます)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

●高額訴訟事例

もしも
 このような事が
 起こって
 しまったら

平成25年7月 神戸地裁判決
 自転車で62歳女性に正面衝突し意識不明の重体
 を負せた小学生の母親に対し、9520万円の支
 払いを命じる判決



あんしん 示談代行サービス付き

頼りになります。
 損害賠償事故は加害者・被害者がいるため、双方の感情が複雑に絡み、当事者同士で示談交渉するのは困難です。また、当事者同士の話し合いによる示談などは非常に労力がかかります。そんな時はおまかせください。東京海上日動が示談交渉を行い円満に解決します。



【示談代行サービスとは】
 万が一お客さまが、事故や過失などにより法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に、お客さまに代わって相手方・相手方保険会社と交渉を行うサービスです。
 * 加害事故解決保険金(ぜんち共済の個人賠償責任保険金)には示談代行サービスはついておりません。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、東京海上日動の「重要事項説明書」P1をご確認ください。この5大フルパック①は東京海上日動の個人賠償責任補償の内容についてご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合には、ぜんち共済株式会社までお問い合わせください。ご契約を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、パンフレットの内容を被保険者にご説明いただけますようお願い申し上げます。

5大フルパック②

さまざまなシーンで障がい者を守る
日本初
弁護士による
バックアップ

障がいのある方を「被害事故」から守る権利擁護費用保険は、ぜんち共済が日本で初めて開発した保険で、弁護士対応にかかる費用を補償します。(平成20年4月1日販売開始)

被害事故とは・・・

| | | |
|--|--|---|
| 虐待 <small>(身体的暴行、性的虐待、放棄・放置、心理的虐待、経済的虐待)</small> | 雇用現場での差別 <small>(雇用現場での差別、合理的配慮の不提供)</small> | 逮捕・勾留 <small>(警察に身体拘束されたとき)</small> |
| 消費者被害 <small>(詐欺または不当な商法により商品を買わされてしまったときなど)</small> | もらい事故 <small>(他人から受けた事故によるケガや病気)</small> | 財物損壊 <small>(所有物を壊されたときなど)</small> |

5人の顧問弁護士

当社では、障がいのある方々の権利擁護に詳しい弁護士5名を顧問に迎えて、「虐待」や「消費者被害」などのトラブルに巻き込まれたときはしっかりとお守りいたします。

村田 雅夫
 (村田・若槻法律事務所)
 企業法務を中心として、病気や障がいがある子どもの人権問題等の分野でもご活躍中です。

藤原 家康
 (藤原家康法律事務所)
 障がいのある方の権利等の憲法や行政に関する問題に多く携わっています。

佐藤 彰一
 (PAC法律事務所、國學院大學教授)
 全国権利擁護支援ネットワーク代表を務め、成年後見や虐待防止など障がいのある方の権利擁護関連の社会活動に広く関わっています。

関哉 直人
 (五百蔵洋一法律事務所)
 後見選挙権訴訟弁護団事務局長として東京地裁「勝訴」に携わりました。

喜多 俊弘
 (東桜法律事務所)
 少額短期保険業に関する保険契約の問題に多く携わっています。

5大フルパック③

入院

最高 日額1万円

1回の入院につき30日または60日限度

プランの詳細は P8-P9 をご参照ください

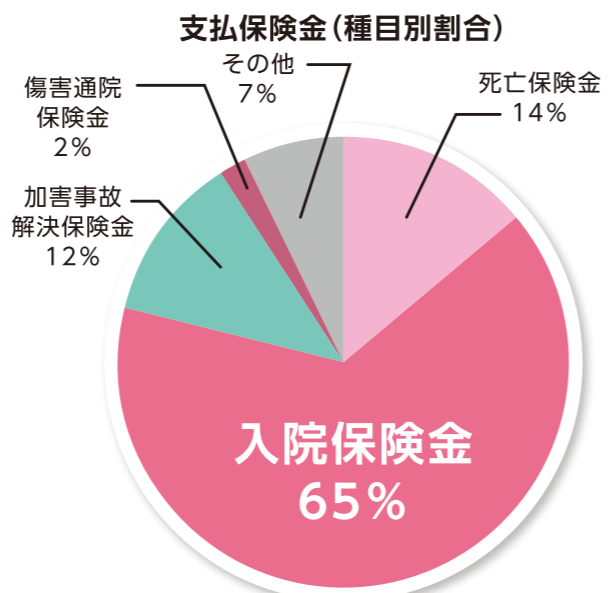
入院1日目から支払われます(1泊2日以上入院に適用)

障がいのある方は、病気やケガで入院した場合、治療費や投薬代など直接的な医療費は公的保険制度にてカバーされることもありますが、差額ベッド代や付き添い費用等で大きな出費になることもあります。

「ぜんちのあんしん保険」は、1泊2日以上入院に対して、**差額ベッド代や付き添い費用の有無に関わらず**、入院の初日から**最大60日を限度**に入院保険金をお支払いします。

入院の備えは大切です

保険金支払実績を見ると、平成28年度「ぜんちのあんしん保険」は、約6億円の保険金をお支払いしました。入院保険金が占める割合は65%と最も多く、一人当たり平均126,613円お支払いしました。



平成28年度「ぜんちのあんしん保険」支払保険金より

死亡

最高 120万円保障

プランの詳細は P8-P9 をご参照ください

●万一のときの葬儀費用などに、10万円から120万円をお支払いします。

5大フルパック④

発達障がい てんかんなども 保障

ご加入以前より発症していた病気はお支払いの対象にはなりません。特定疾病*で入院やお亡くなりになった場合に、特定疾病入院保険金、特定疾病死亡保険金をお支払いします。

*特定疾病とは・・・精神遅滞、発達障がい、ダウン症、てんかんをいいます

5大フルパック⑤

ネット申込OK!

年払・月払OK!

月払も可能になりました

クレジットカード払OK!

ネット申込のみ

【ご利用いただけるカードの種類】 ネットからのお申込みは



URL: <https://www.z-kyosai.com/web/>

ネット申込の保障開始までのスケジュールはぜんち共済ホームページをご確認ください。

ぜんち共済

検索



「ぜんちのあんしん保険」の保障内容と保険料

重症心身障がいの方（重度の知的障がいと重度の肢体不自由の重複障がいの方で、自立歩行ができない方）は、新A-1（ベーシックプラン）でのご加入となります。

| プラン名 | 新A-1 ベーシックプラン | 新A-2 おすすめプラン | 新B-2 入院重点プラン | 新C-3 充実保障プラン | |
|--|--|--|--|--|--|
| ご加入いただける被保険者の年齢 | 満5歳～満74歳 | 満5歳～満74歳 | 満5歳～満64歳 | 満5歳～満64歳 | |
| 万一時 | 病気やケガで死亡したとき (死亡保険金) | 10万円 | 10万円 | 120万円 | |
| | 特定疾病で死亡したとき (特定疾病死亡保険金) ^{※1} | 10万円 | 10万円 | 10万円 | |
| | ケガで特定重度障害状態になったとき ^{※2} (特定重度障害保険金) | 10万円 | 10万円 | 120万円 | |
| 病気・ケガのとき | 特定疾病以外の病気・ケガで入院したとき (入院保険金) | 1日につき 5,000円 <small>1回の入院につき30日限度</small> | 1日につき 7,000円 <small>1回の入院につき30日限度</small> | 1日につき 8,000円 <small>1回の入院につき60日限度</small> | 1日につき 10,000円 <small>1回の入院につき60日限度</small> |
| | 病気やケガで入院したとき (特定疾病入院保険金) ^{※1} | 1日につき 3,000円 <small>1回の入院につき30日限度</small> | 1日につき 3,000円 <small>1回の入院につき30日限度</small> | 1日につき 3,000円 <small>1回の入院につき30日限度</small> | 1日につき 3,000円 <small>1回の入院につき30日限度</small> |
| | 入院保険金を支払われたとき(入院一時金) | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 |
| | 公的医療保険対象の手術を受けたとき ^{※2} (手術保険金) | 10,000円 | 20,000円 | 40,000円 | 50,000円 |
| | ケガで通院したとき (傷害通院保険金) | 1日につき 2,000円 <small>1回の事故につき30日限度</small> | 1日につき 3,000円 <small>1回の事故につき30日限度</small> | 1日につき 3,000円 <small>1回の事故につき30日限度</small> | 1日につき 3,000円 <small>1回の事故につき30日限度</small> |
| トラブルのとき | 被害事故が生じたとき ^{※2} (権利擁護費用保険金) | 弁護士に法律相談したとき (法律相談費用) | 5万円 までの実費 | 5万円 までの実費 | 5万円 までの実費 |
| | | 弁護士に委任したとき (弁護士委任費用) | 100万円 までの実費 | 100万円 までの実費 | 100万円 までの実費 |
| | | 弁護士に接見を依頼したとき (接見費用) | 1万円 までの実費 | 1万円 までの実費 | 1万円 までの実費 |
| | 他人の物を壊したり、ケガをさせたとき 【加害事故解決保険金(ぜんち共済の個人賠償責任保険金)】 | 1,000万円 までの実費 | 1,000万円 までの実費 | 1,000万円 までの実費 | 1,000万円 までの実費 |
| New! 東京海上日動の示談代行サービス付き 個人賠償責任保険金 ^{※4} <small>(一時払 1,500円^{※3})</small> | 国内:5億円 国外:1億円 | 国内:5億円 国外:1億円 | 国内:5億円 国外:1億円 | 国内:5億円 国外:1億円 | |
| 合計保険料 | 【月払の場合】(一か月にお支払いいただく保険料) [*] 1,600円 <small>(初回保険料のみ 3,100円^{※3})</small> | 【月払の場合】(一か月にお支払いいただく保険料) [*] 2,000円 <small>(初回保険料のみ 3,500円^{※3})</small> | 【月払の場合】(一か月にお支払いいただく保険料) [*] 3,000円 <small>(初回保険料のみ 4,500円^{※3})</small> | 【月払の場合】(一か月にお支払いいただく保険料) [*] 4,000円 <small>(初回保険料のみ 5,500円^{※3})</small> | |
| | 【年払の場合】(1年間にお支払いいただく保険料) 18,500円^{※3} | 【年払の場合】(1年間にお支払いいただく保険料) 23,500円^{※3} | 【年払の場合】(1年間にお支払いいただく保険料) 33,500円^{※3} | 【年払の場合】(1年間にお支払いいただく保険料) 43,500円^{※3} | |

必ずお読みください

- 次の場合には、保険金のお支払い対象となりません。
 - 責任開始日以前に発病(特定疾病を除く)、または責任開始日以前に受傷したケガが原因で入院した場合。
 - 入院の原因となった疾病(特定疾病を除く)またはケガが、責任開始日以前に発病(特定疾病を除く)または受傷していたものと、医学的に重要な因果関係にある場合。
 - 精神疾患(例:統合失調症、うつ病、適応障害など)により入院した場合。 ○ 契約前から入院中である場合、または契約前に入院治療の予定が決まっている場合。
- 保険期間内(1年間)にお支払いいただける全ての保険金の合計額は1,000万円までとなります。
- 詳しくは、「ご契約に際しての重要事項」[約款]をご覧ください。

- ※1 特定疾病とは・・・精神遅滞、発達障がい、ダウン症、てんかんをいいます。特定疾病死亡保険金・特定疾病入院保険金は責任開始日から30日間はお支払いしません。
- ※2 「特定重度障害状態」、「公的医療保険対象の手術」「被害事故」についての詳細は約款をご覧ください。
- ※3 東京海上日動の示談代行サービス付き個人賠償責任補償保険料(1,500円)は、上記の合計保険料に含まれております。
- ※4 東京海上日動の示談代行サービス付き個人賠償責任補償部分について、ご不明な点がある場合や、上記以外のプランをご希望の場合は、直接ぜんち共済までお問い合わせください。

保険金をお支払いできる主な事例



個人賠償

個人賠償責任保険金

- 背後からの急な呼びかけに驚き、誤って知人女性を突き飛ばしケガを負わせた

個人賠償責任保険金 **2,564,880円**

- 自転車で歩行者と衝突しケガを負わせた

個人賠償責任保険金 **1,503,509円**



※上記は東京海上日動が作成した事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

権利擁護

権利擁護費用保険金

- 騙されて携帯電話を購入、契約させられた

法律相談費用・弁護士委任費用 **334,800円**

- 20年近く勤めていた職場で叩かれるなどのパワハラがあり退職に追い込まれた

弁護士委任費用 **167,400円**



入院

入院保険金

- 大腸がんで入院 → **60日間** 新C-3プラン

入院保険金 **600,000円** 入院一時金 **10,000円** 手術保険金 **50,000円**

- 脳梗塞で倒れて入院 → **55日間** 新C-3プラン

入院保険金 **550,000円** 入院一時金 **10,000円** 手術保険金 **50,000円**

- 自宅ベランダより転落し、腰部圧迫骨折で入通院 → **入院25日間 通院20日間** 新A-2プラン

入院保険金 **175,000円** 入院一時金 **10,000円** 傷害通院保険金 **60,000円**

通院

傷害通院保険金

- 本屋の車止めにつまずき転倒し左手首骨折 → **14日間** 新A-1プラン

傷害通院保険金 **28,000円**

- 作業中にハサミを使用し、誤って左手親指創傷 → **6日間** 新A-2プラン

傷害通院保険金 **18,000円**

保険金をお支払いできない主な事例



個人賠償

個人賠償責任保険金

- 工作中的の事故
(例) 製品を組み立てている時に落として破損させた
- 親族に対する事故
(例) 父親の眼鏡を落として破損させた
- 借りた物に対する事故
(例) 図書館から借りた本を汚損させた
- 車両の所有・使用・管理に関する事故
(例) 助手席ドアを開けて隣の車のドアをへこませた



※詳細は、「ご契約に際しての重要事項」、「約款」、東京海上日動の「重要事項説明書」をご覧ください。

入院

入院保険金

- ご加入以前に開始された入院
- ご加入以前から予定されていた入院
- 日帰り入院
- ご加入以前より発病していた病気や受傷していたケガ※
- ご加入以後に発病した病気や受傷したケガが、ご加入以前より発病していた病気や受傷していたケガと医学的に重要な因果関係がある場合
- 精神疾患、先天疾患など※

※精神遅滞、発達障がい、ダウン症、てんかんは特定疾病入院保険金でお支払いします。

※詳細は、「ご契約に際しての重要事項」、「約款」をご覧ください。

通院

傷害通院保険金

- 「急激かつ偶然な外来」の要件を満たさないケガ

急激

その事故が突発的に発生し、事故からケガまで時間的な間隔がないこと

偶然

原因または結果の発生が予測できないこと

外来

ケガの原因が体の外からの作用であること

(例) 靴ずれ、低温火傷、腱鞘炎等の職業病
⇒事故からケガまで時間的な間隔が長い「急激」の要件を満たしていません

(例) 故意にビルの屋上から飛び降り全身を打撲
⇒故意に飛び降りることは原因、結果の発生が予測でき「偶然」の要件を満たしていません

(例) てんかん発作による頭部打撲
⇒ケガの原因であるてんかん発作は体の中の作用(病気が原因)であるため「外来」の要件を満たしていません

※詳細は、「ご契約に際しての重要事項」、「約款」をご覧ください。

Q&A

Q1 請求してから保険金支払いまでの程度日数がかかりますか？

A1 原則、ご請求に必要な書類が全て到着してから次の日数以内にお支払いします。
病気・ケガのとき（死亡・入院などの各保険金）
 到着した日の翌日から5営業日以内
トラブルのとき（個人賠償責任・加害事故解決・権利擁護費用の各保険金）
 到着した日から30日以内



Q2 権利擁護費用保険金の請求方法を教えてください。

A2 ぜんち共済にご連絡いただき、被害事故に該当する場合には、法律相談書をお送りします。最寄りの弁護士（司法書士）に相談（法律相談費用は5万円までの実費）される際、法律相談書を持参してください。ご相談後、法律相談書に弁護士の見解を記入してもらった後、当社にその他の書類とともに送りください。法律相談書の内容をもとに、弁護士委任費用（100万円までの実費）の対象になるかを審査します。



Q3 他の保険にも加入しています。それぞれの保険会社から保険金が支払われますか？

A3 下記のとおり、保険金の種類によって異なります。
病気・ケガのとき（死亡・入院などの各保険金）
 それぞれの保険会社から支払われます。あらかじめ決まった額をお支払いする「定額払い」のため。
トラブルのとき（個人賠償責任・加害事故解決・権利擁護費用の各保険金）
 それぞれの保険会社から支払われません。実際に被った損害額をお支払いする「実損払い」のため。



Q4 補償期間に関する留意点について教えてください。

A4 東京海上日動の個人賠償責任補償は、**申込月の翌月1日より補償が開始します。**万が一「ぜんちのあんしん保険」の責任開始日が早まった場合でも、東京海上日動の個人賠償責任補償の責任開始日は早まりませんので、ご注意ください。また、保険料のお支払いが遅れている場合でも、東京海上日動の個人賠償責任補償については、補償の対象となるケースがあります。事故が発生した場合には、速やかにぜんち共済までご報告ください。



ご確認ください！

個人賠償責任補償について、東京海上日動とぜんち共済の補償が一部重複します。*



①東京海上日動、ぜんち共済共通の補償内容

示談代行サービス付き

被保険者本人が日本国内で他人にケガなどをさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。ただし、以下②または③については、東京海上日動またはぜんち共済のいずれかの商品でのみ補償されます。

- 事故例**
- 洗面所で手を洗った後、蛇口を閉め忘れて階下に水濡れ損害を与えてしまった。
 - 道路歩行中に他人にぶつかり、ケガをさせてしまった。

②東京海上日動の商品のみの補償内容

示談代行サービス付き（国内の事故に限ります）

- (1) 被保険者本人に加え、本人の配偶者、本人またはその配偶者の同居の親族等の事故も補償します。
 - (2) 日本国内の事故だけでなく、日本国外の事故（1億円限度）も補償します。
- ※詳細は、重要事項説明書（総合生活保険（個人賠償責任補償））のP1~P2をご確認ください。

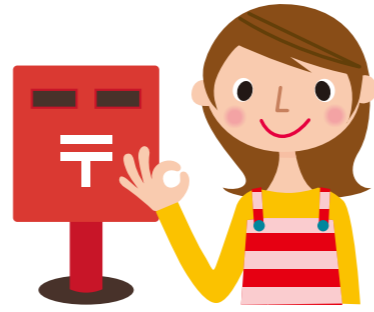
③ぜんち共済の商品のみの補償内容

示談代行サービスなし

被保険者本人が突発的なパニックにより他人を殴ったり、暴れてケガをさせてしまった場合も補償します。

※「①東京海上日動、ぜんち共済共通の補償内容」については、両商品の保険料が必要となります。
 ※東京海上日動の個人賠償責任補償のご加入を希望しない場合は、ぜんち共済株式会社（0120-322-150）までご連絡ください。

「ぜんちのあんしん保険」のお申込みにあたって



1. お申込み方法

お申込み手続きは、申込書を記入して郵送いただくだけ。健康告知や医師の診査は必要ありません。

1
申込書の記入
お客様

パンフレットをお読みにになり、保障内容等を十分ご確認ください、「保険契約申込書」に必要事項をご記入ください。

2
ご返送
お客様

「保険契約申込書(2枚目のみ)」を切り離し、同封の返信用封筒でご返送ください。お送りいただいた書類に不備があった場合には、連絡いたします。

3
保険契約の成立
当社

毎月20日当社到着が締切となり、翌月1日から保障(責任)が開始されます。契約成立後、7日～10日程度で引受承諾のお知らせを郵送いたします。

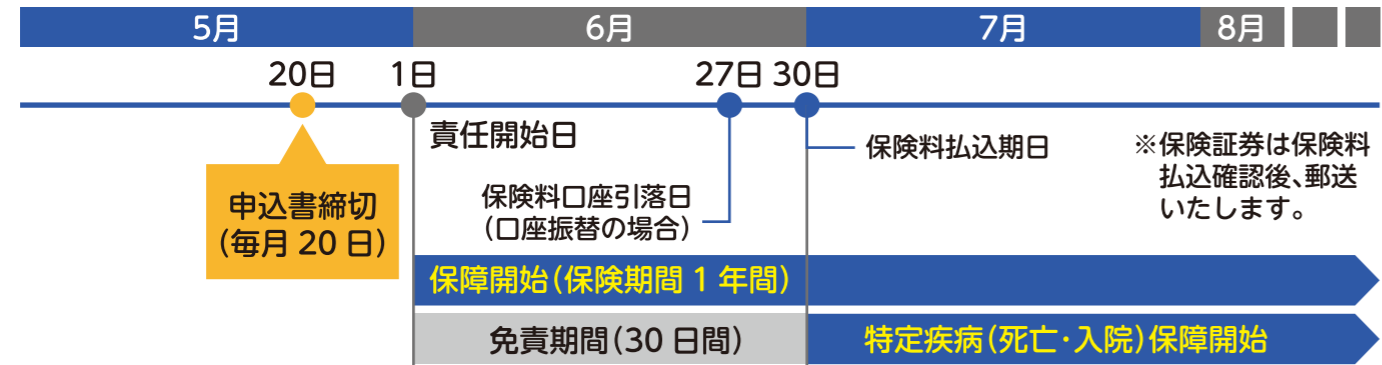
■保険料の払い込みについて

- 口座振替の場合：保障(責任)を開始した月の27日(休日の場合は翌営業日)に指定の金融機関口座から引き落としとなります。
- 振込用紙による振込：保障(責任)を開始した月の末日までに払い込んでください。

2. 保障開始までのスケジュール

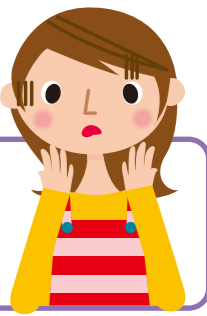
毎月20日までに当社に申込書が届き、当社が当月末までに保険契約のお引受けを承諾した場合に翌月1日から保障(責任)が開始されます。ただし、特定疾病死亡保険金、特定疾病入院保険金は、責任開始日から31日目以後に死亡または開始された入院が保険金のお支払いの対象となります。

●お申込みから保障開始までのスケジュール例



※保険契約申込書が当社に届いても、保険料の払い込みがない場合、契約は無効となり、保険金のお支払いはできません。

もしものとき、どうしたらいいの？ 保険金のご請求手続き



1
保険事故の発生！
お客様

●突然の病気やケガで入通院
●第三者の物を壊してしまった など

2
請求のご連絡
お客様

保険証券又は保険契約更新証に記載の証券番号をご確認の上、当社フリーコールへお電話ください。
☎0120-322-150

3
必要書類のご案内
当社

請求内容を詳しくお伺いし、必要書類のご案内・請求書類を郵送いたします。

4
請求書類のご返送
お客様

請求書類にご記入・必要書類をご準備いただき、当社へご返送ください。

5
請求書類の内容確認
当社

お送りいただいた書類を確認し、審査いたします。

6
保険金支払
当社

審査終了後、保険金をご指定の口座にお振込みいたします。

7
支払通知の郵送
当社

お支払手続き完了後「保険金支払通知」を郵送いたしますので内容をご確認ください。

※上記は基本的なお手続きをご説明しています。お客様のご請求内容によっては、上記と異なるケースや当社から別途お願いする内容がございます。あらかじめご了承ください。
※個人賠償責任補償に係る事故の場合、原則として東京海上日動火災保険株式会社が対応いたします。



2017年10月作成 17-T05864

引受保険会社

 **ぜんち共済株式会社**
ZENCHI 関東財務局長(少額短期保険)第14号

〒101-0032 東京都千代田区岩本町三丁目5番8号岩本町シティプラザビル5F
TEL:03-5835-2571

コールセンター  **0120-322-150**

FAX:03-5835-2572 URL:<http://www.z-kyosai.com/>
(営業時間 月～金 9:00～17:00土日・祝日・年末年始を除く)



取扱代理店